平成２３年（フ）第１４９６号
広島市佐伯区皆賀１丁目１番31号
債務者　広島ネダ工事こと　藤元眞砂一
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０７号
広島県廿日市市上平良1297－８－201、住民票上の住所広島県廿日市市上平良1297番地８
債務者　金丸　　円
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３号
広島県尾道市尾崎本町３番２号
債務者　森山　正章
1　決定年月日時　平成24年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２４年（フ）第６号
山口県下関市武久町１丁目43番22―102号　ミリオンコーポラス山の田
債務者　ＪＩＲＯ技建こと　次郎垣内敬
1　決定年月日時　平成24年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第６号
徳島県阿南市領家町土倉37番地１　エスペランスＢ―201号、前住所徳島県阿南市日開野町筒路49番地１　エクセレントハイツコスモⅠ―203号
債務者　漆原　寛子
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後２時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２４年（フ）第７号
愛媛県宇和島市津島町近家甲1607番地　巽団地Ｅ棟271号
債務者　中川　智夫
1　決定年月日時　平成24年３月６日午前10時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２４年（フ）第９号
愛媛県宇和島市津島町近家甲1607番地　巽団地Ｅ棟271号
債務者　中川　俊子
1　決定年月日時　平成24年３月６日午前10時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２３年（フ）第３６０号
福岡県久留米市合川町215番地１
債務者　谷口　明美
1　決定年月日時　平成24年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第３６６号
福岡県久留米市諏訪野町2346番地１　ビブレマンション諏訪野207号
債務者　井上　義洋
1　決定年月日時　平成24年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第６０号
福岡県中間市中間３丁目28番11号
債務者　小山　日子
1　決定年月日時　平成24年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第８６号
北九州市小倉南区湯川４丁目15番９号
債務者　濱　いつよ
1　決定年月日時　平成24年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第９７号
北九州市門司区大里新町11番５号　610
債務者　藤原　博美
1　決定年月日時　平成24年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第５号
福岡県田川郡福智町伊方3908番地２
債務者　石谷　政子
1　決定年月日時　平成24年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２４年（フ）第１２号
福岡県田川郡福智町伊方3927番地42
債務者　迎　　和之
1　決定年月日時　平成24年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２４年（フ）第１３号
福岡県田川市大字奈良1520番地23
債務者　古賀千代美
1　決定年月日時　平成24年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２４年（フ）第１６号
福岡県田川郡香春町大字中津原1676番地５
債務者　坂木　敬一
1　決定年月日時　平成24年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２４年（フ）第１８号
福岡県田川市大字伊加利1958番地７
債務者　徳重チェリーこと　ＴＯＫＵＳＨＩＧＥ　ＣＨＥＲＲＹ　ＮＵＮＥＺ
1　決定年月日時　平成24年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
福岡地方裁判所田川支部